

# 会計検査院報告について

平成 26 年 11 月

会計検査院

# 独立行政法人における関連法人の状況について

(平成26年9月 会計検査院)

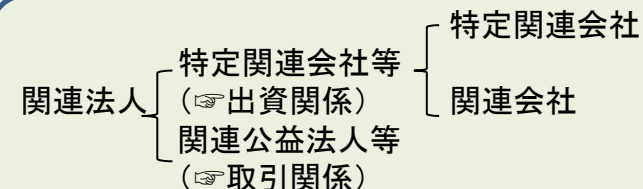
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

検査の対象 ➡ 98独立行政法人

➡ 292関連法人

**独立行政法人**

影響力



## 背景・観点

- ・独法は他の法人へ出資、委託・売買等の取引を実施
- ・独法は出資・取引等により影響力を有する他の法人（＝関連法人）の概要、財務状況等を財務諸表で開示
- ・検査の観点 ➡ ①特定関連会社等への出資は独法の業務目的に沿い適切か  
②関連法人との契約は競争性・透明性が確保され適切か  
③関連法人情報の開示は適切か

## 検査の状況

### 出資

- ・特定関連会社等を有している9独法の出資先192特定関連会社等のうち119社で繰越欠損。うち10社は債務超過
- ・192特定関連会社等のうち独法への配当実績があるのは18社
- ・株式を処分して出資金を回収すべき。処分の具体的判断基準が未整備
- ・特定関連会社の事業が大きく変更
- ・特定関連会社等の清算・譲渡で出資金の回収不能額が発生（535億円）（➡P2）

### 契約

- ・競争性のある契約の割合が増加
- ・特命随意契約が合理的なのに一般競争入札に付していた

### 情報開示

- ・独法により関連法人情報の開示の範囲にばらつき
- ・関連公益法人等の調査・該当判断に誤り



## 所見

出資 ➡ ①株式処分後も出資対象事業の継続が可能な場合、出資金回収を図ることを検討

②出資金回収の具体的判断基準を定め、回収を図り資金の有効利用を図る

契約 ➡ 特命随意契約の合理性がある契約は、透明性確保の上、事務処理量・期間等も勘案し、合理的調達に取り組む

情報 ➡ ①関連法人情報の一層の開示の促進に努める

開示 ②会計基準の適正な解釈により関連公益法人等該当性に係る適切な調査・判断を行う

# ○全株式の譲渡又は清算が行われた特定関連会社等に係る 出資金の回収状況

特定関連会社等の株式に係る回収金の状況（独立行政法人設立～平成24年度）  
（単位：法人、百万円）

独立行政法人名	特定関連会社等数	出資金累計額（A）	回収金（B）		差額（（B）－（A））		全額回収不能の特定関連会社等数
			配当金収入累計額	譲渡代金、清算分配金	回収益	回収不能額	
情報通信研究機構	3	1,900	-	550	-	△ 1,349	0
国際協力機構	6	31,213	18,506	65,622	53,808	△ 892	0
医薬基盤研究所	14	23,116	-	242	-	△ 22,874	1
農業・食品産業技術総合研究機構（注）	42	25,337	37	1,215	-	△ 24,084	3
農畜産業振興機構	2	1,075	-	666	-	△ 408	1
情報処理推進機構	4	1,600	-	895	-	△ 704	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2	29	-	12	-	△ 16	0
中小企業基盤整備機構	19	5,478	-	2,245	-	△ 3,232	12
都市再生機構	1	200	-	200	-	-	0
計	93	89,948	18,544	71,650	53,808	△ 53,562	18

（注）前身の独立行政法人である農業・生物系特定産業技術研究機構による回収金の実績を含む。

## 【要旨】

9独立行政法人が、設立後平成24年度までに、全株式を譲渡したり、清算したりした特定関連会社等は、93社。

93社から独立行政法人が受け取った配当金、株式の譲渡代金及び清算分配金（「回収金」）による出資金の回収状況は、表のとおり。

都市再生機構を除く8独立行政法人の89特定関連会社等については、計535億余円の回収不能額が生じており、このうち18社においては、清算時に債務超過になっていたことなどにより出資金累計額が全額回収不能。これらの例として、事業化へのリスクが高い研究開発の分野に係る出資について、成果が事業化されなかったことなどから回収不能額が多額となったものがある。